

事 務 連 絡

令和4年8月22日

各都道府県・指定都市空き家対策担当部局 御中

国土交通省住宅局住宅総合整備課
総務省地域力創造グループ地域振興室

住民基本台帳法における空家等対策の推進に関する特別措置法第9条第1項の調査に関する事務の追加について（情報提供）

令和3年の地方分権改革に関する提案募集の中で「管理不全空家の所有者特定のための住民基本台帳ネットワークシステムの利用範囲拡大」を提案いただいていたところ（別添1）、「令和3年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和3年12月21日閣議決定）において、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に基づき、市区町村が空家等の所有者等を把握するための調査（法第9条第1項）に関する事務を処理する場合については、住民基本台帳ネットワークシステムから本人確認情報の提供を受けることができるものとされました。

この対応方針の決定を受け、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和4年法律第44号）が令和4年5月20日に公布され、また、総務省において「住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令」（令和4年総務省令第55号）が同年8月19日に公布され、いずれも同年8月20日に施行されました（別添2及び3）。

これにより、法第9条第1項の調査に関する事務のうち、当該調査の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認について、新たに住民基本台帳ネットワークシステムを活用できるようになりましたので、お知らせします。

都道府県におかれては、貴管内の市区町村（指定都市を除く。）に対してもこの旨周知願います。

（別添1）令和3年の地方分権改革に関する提案「管理不全空家の所有者特定のための住民基本台帳ネットワークシステムの利用範囲拡大」についての最終的な調整結果

（別添2）【官報】「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和4年法律第44号）（第2条）

（別添3）【官報】「住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令」（令和4年総務省令第55号）

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号

140

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

08_消防・防災・安全

提案事項(事項名)

管理不全空家の所有者特定のための住民基本台帳ネットワークシステムの利用範囲拡大

提案団体

大阪府、滋賀県、京都市、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合

制度の所管・関係府省

総務省、国土交通省

求める措置の具体的内容

市町村の空家対策所管部局が管理不全空家の所有者を円滑に特定できるよう、空家等対策の推進に関する特別措置法第12条及び第14条等に基づく措置等に関する事務を住民基本台帳法別表等に追加する。

具体的な支障事例

当府内市町村は、空家の所有者や死亡した空家所有者の相続人を調査するため、他市町村への住民票や戸籍等の公用請求を行っている。
多い市町村では、年間500件を超えており、その5割超が府外への公用請求であることから、住民基本台帳法施行条例の改正による対応では根本的な問題解決に至らない。また、公用請求によるやり取りでは回答を得るまでに1か月程度を要することもあり、所有者が転出を複数回している場合や相続人が複数の場合では、空家所有者を確知するまでに数か月かかる事案もある。
所有者特定に時間を要していることが、危険な空家に対して当該所有者等への法に基づく改善依頼や勧告等を速やかに行うにあたっての支障となっている。
なお、当該支障事例は当府内の市町村に限らず、空家所有者の特定のために公用請求を行う市区町村であれば、どの団体でも直面している問題と認識している。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

市町村の空家対策担当部局が住民基本台帳ネットワークシステムにアクセスできるようになることで、本人確認情報入手するまでの期間が大幅に短縮され、事務の合理化に資する。これにより、市町村が早期に空家所有者を特定し、空家法に基づく措置を迅速に講じることができるようになり、特定空家等の迅速な解消に繋がる。

根拠法令等

住民基本台帳法第30条の12第1項第1号、住民基本台帳法別表、住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令第4条、空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第3項、第12条及び第14条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

盛岡市、仙台市、いわき市、茨城県、川崎市、相模原市、小田原市、長野県、中野市、西尾市、小牧市、長岡京市、寝屋川市、西宮市、米子市、山陽小野田市、松山市、佐賀市、長崎県、熊本市、大分県、宮崎県

○住民票請求は年間120件程度。

○当市では、年間約 200 件(現時点では延べ 1,000 件超)の空き家相談を受けており、そのほとんどの相談については、空き家所有者及び相続人の所在調査(住民票や戸籍等の公用請求)を行っている。これらは、所有者不明土地の解消に向けた民事基本法制の見直しに至るまで、登記簿謄本の所有者の住所変更や相続登記が義務化されていないことに起因するものであるが、所有者(相続人)の所在判明までに数ヶ月を要する事例も多々あり、危険な空き家を早期に解決する上で、支障をきたしている。今回の住民基本台帳ネットワークシステムの利用範囲拡大の提案が実現することにより、迅速な所有者特定ができ、危険な空き家の早期解決に繋がることが期待できる。

○空き家の所有者を特定するためには、所有者の住民票の取得、本籍地の確認、戸籍等の書類の取得、相続人の住民票取得等他自治体に書類の送付を依頼する事務手続きがある。通常相続人は、複数人おり、相続人の住所地の自治体が異なる場合はそれぞれの自治体に住民票等を請求しなければならないため、多大な時間と労力を要する。住民基本台帳ネットワークシステムにアクセスできるようになると大幅な事務の削減及び時間の短縮になる。

○相続人が多数存在し、その相続人全員の所在地を特定するため、他市へ公用請求することがあるが、膨大な期間や手間がかかる。容易に調査できる仕組みがあれば、迅速に対応できると考える。

○区においても、年度によってバラつきがあるが、多い年度で 20 件以上の公用請求があり、5割超が区外への公用請求であり、申請から回答まで1週間程度を要しており、同様の支障事例が生じているため、制度の改正が必要である。

○当市においても空家所有者の確知に多大な労力がかかり管理不全空家への対応に苦慮していることから、空家対策担当部署のアクセスを可能とさせていただきたい。

○郵送による公用請求では返送までに時間を要す上に、所有者が複数の市をまたぐ異動を行っている場合、現在の住所を確知するまでに手間や時間を要する。

○空家等近隣住民からの相談で、空家等の状態から緊急性のある対処が必要なものに対し、所有者調査に時間がかかっているため、処置が遅れるケースがあった。また、当市の空き家所有者調査は 1,000 件以上見込まれ、市内の戸籍情報取得に公用請求時の改変不可用紙の費用が多いため、費用負担で公用請求担当部署から相談があった。

○当県内市町村においても、1件あたりの手続きに多大な時間を要するため、支障となっている。具体的には、近隣住民から、空き家の対処について相談があった際、市町村が一連の手続きを行っている間に、近隣住民が人伝にて所有者の連絡先を聞き、所有者へ連絡し、戸籍が手元につく前に解決に至ったケースがある。

○当市においても、空家の所有者や死亡した空家所有者の相続人を調査するため、他市町村への住民票や戸籍等の公用請求を行っており、所有者が転出を複数回行っている場合や、相続人が複数の場合では、所有者特定まで数ヶ月かかる事案もある。危険空家の所有者に対して改善依頼等を行うにあたっては支障になっている。

○当市でも年間約 100 件の住民票や戸籍等の公用請求を行っているが、所有者を確知するまでに数か月を要することもある。その間は所有者に対して適正管理の働きかけはできず、迅速な対応の支障になっており、相談者への説明も困難となっている。住民基本台帳ネットワークシステムによる調査が可能となれば事務の効率化が図られ、空き家等に関する諸問題の早期解決につながると考えられる。

○当市においても、管理不全の空き家に関する苦情に対応する際に、指導の相手となる空き家の所有者を調査するため、他市町村への住民票や戸籍等の公用請求を行っている。登記簿上の空き家の所有者の中には、亡くなっている者もあり、その場合には所有者を特定するために、相続人の調査も必要となり、住民票や戸籍等の公用請求を何度も行う必要がある。このようなことから空き家の所有者の特定に時間を要し、結果的に空き家の管理不全状態の解消に時間がかかることがある。提案内容はこういった課題解決に寄与するものと考えられる。

各府省からの第 1 次回答

市町村の空家対策担当部局が空家等の所有者等を把握するに当たり、住民基本台帳ネットワークシステムを利用することとするについて、必要な対応を検討することとしたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

提案の趣旨をご理解いただき、感謝申し上げます。必要な対応の実現に向けて、早急に検討を進めていただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【山陽小野田市】

住民基本台帳別表に管理不全空き家の所有者等の特定に関する事務を加えることで、住基ネットの情報を利用することができるので、速やかに対応をお願いしたい。

地方六団体からの意見

【全国知事会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○1次ヒアリングにおいて、提案を実現する方向で検討する旨の説明があった。多くの共同提案団体及び追加共同提案団体から現行の支障事例が示されており、制度改革の必要性が高く早急な対応が必要であることから、速やかに検討の結論を得て必要な措置を講じていただきたい。

各府省からの第2次回答

市町村の空家対策担当部局が空家等の所有者等を把握するに当たり、住民基本台帳ネットワークシステムを利用可能とするための必要な措置を講じることとしたい。

令和3年の地方からの提案等に関する対応方針（令和3年12月21日閣議決定）記載内容

5【国土交通省】

(14)住民基本台帳法(昭42法81)

(i)以下に掲げる場合については、住民基本台帳ネットワークシステムから本人確認情報(30条の6第1項。以下同じ。)の提供を受けることができるものとする。

・空家等対策の推進に関する特別措置法(平26法127)に基づき、市区町村が空家等の所有者等を把握するための調査(同法9条1項)に関する事務を処理する場合

(関係府省:総務省)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律をここに公布する。

御名 御璽

令和四年五月二十日

内閣総理大臣 岸田 文雄

法律第四十四号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律

目次

- 第一章 総務省関係(第一条・第二条)
第二章 厚生労働省関係(第三条―第七条)
第三章 農林水産省関係(第八条・第九条)
第四章 経済産業省関係(第十条)
第五章 国土交通省関係(第十一条・第十二条)
附則

第一章 総務省関係 (地方自治法の一部改正)

第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。
第二百六十条の十八第三項中「いう」の下に「。第二百六十条の十九の二において同じ」を加える。

第二百六十条の十九の次に次の一条を加える。
第二百六十条の十九の二 この法律又は規約により総会において決議をすべき場合において、構成員全員の承諾があるときは、書面又は電磁的方法による決議をすることができる。ただし、電磁的方法による決議に係る構成員の承諾については、総務省令で定めるところによらなければならない。

この法律又は規約により総会において決議すべきものとされた事項については、構成員全員の書面又は電磁的方法による合意があつたときは、書面又は電磁的方法による決議があつたものとみなす。

この法律又は規約により総会において決議すべきものとされた事項についての書面又は電磁的方法による決議は、総会の決議と同一の効力を有する。

総会に関する規定は、書面又は電磁的方法による決議について準用する。
第二百六十条の二十第三号中「認可」を「第二百六十条の二十四項の規定による同条第一項の認可」に改め、同条に次の一号を加える。

六 合併(合併により当該認可地縁団体が消滅する場合に限る。)
第二百六十条の二十四中「決定」の下に「及び合併」を加える。
第二百六十条の二十八第一項中「の日から二箇月以内に、少なくとも三回の」を「後遅滞なく、」に「二箇月を」を「二月を」に改める。
第二百六十条の三十一第一項中「財産は」の下に「、破産手続開始の決定及び合併による解散の場合を除き」を加える。

第二百六十条の四十四中「においては」を「には」に改め、同条に次の二号を加える。
三 第二百六十条の四十第一項の規定に違反して、財産目録を作成せず、若しくは備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。

四 第二百六十条の四十第二項又は第二百六十条の四十一第二項の規定に違反して、合併をしたとき。

第二百六十条の四十を第二百六十条の四十八とし、第二百六十条の三十九を第二百六十条の四十七とし、第二百六十条の三十八を第二百六十条の四十六とし、第二百六十条の三十七の次に次の八条を加える。

第二百六十条の三十八 認可地縁団体は、同一市町村内の他の認可地縁団体と合併することができる。

第二百六十条の三十九 認可地縁団体が合併しようとするときは、総会の決議を経なければならない。

前項の決議は、総構成員の四分の三以上の多数をもつてしなければならない。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

合併は、市町村長の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

第二百六十条の二第二項及び第五項の規定は、前項の認可について準用する。この場合において、同条第二項第一号中「現にその活動を」とあるのは、「合併しようとする各認可地縁団体が連携して当該目的に資する活動を現に」と読み替えるものとする。

第二百六十条の四十 認可地縁団体は、前条第三項の認可があつたときは、その認可の通知のあつた日から二週間以内に、財産目録を作成し、次項の規定により債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの間、これをその主たる事務所に備え置かなければならない。

認可地縁団体は、前条第三項の認可があつたときは、その認可の通知のあつた日から二週間以内に、その債権者に対し、合併に異議があれば一定の期間内に述べるべきことを公告し、かつ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

第二百六十条の四十一 債権者が前条第二項の期間内に異議を述べなかつたときは、合併を承認したものとみなす。

債権者が異議を述べたときは、認可地縁団体は、弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

合併しようとする各認可地縁団体は、前条及び前二項の規定による手続が終了した場合には、総務省令で定めるところにより、共同で、遅滞なく、その旨を市町村長に届け出なければならない。

第二百六十条の四十二 合併により認可地縁団体を設立する場合には、規約の作成その他認可地縁団体の設立に関する事務は、各認可地縁団体において選任した者が共同して行わなければならない。

第二百六十条の四十三 合併後存続する認可地縁団体又は合併により設立した認可地縁団体は、合併により消滅した認可地縁団体の一切の権利義務(当該認可地縁団体がその行う活動に関し行政庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む)を承継する。

第二百六十条の四十四 市町村長は、第二百六十条の四十一第三項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る合併について第二百六十条の三十九第三項の認可をした旨その他総務省令で定める事項を告示しなければならない。

認可地縁団体の合併は、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。
合併により設立した団体は、第一項の規定による告示の日において認可地縁団体となつたものとみなす。

第一項の規定により告示した事項は、第二百六十条の第二十項の規定により告示した事項とみなす。この場合において、合併後存続する認可地縁団体に係る同項の規定による従前の告示は、その効力を失う。
第二百六十条の四十一第一項の規定は、第一項の規定による告示があつた場合について準用する。

第二百六十条の四十五 市町村長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第二百六十条の三十九第三項の認可を取り消すことができる。

- 一 第二百六十条の三十九第三項の認可をした日から六月を経過しても第二百六十条の四十一第三項の規定による届出がないとき。
- 二 認可地縁団体が不正な手段により第二百六十条の三十九第三項の認可を受けたとき。

前条第一項の規定による告示後に前項(第二号に係る部分に限る。)の規定により第二百六十条の三十九第三項の認可が取り消されたときは、当該認可に係る合併をした認可地縁団体は、当該合併の効力が生じた日後に合併後存続した認可地縁団体又は合併により設立した認可地縁団体が負担した債務について、連帯して弁済する責任を負う。

前項に規定する場合には、当該合併の効力が生じた日後に合併後存続した認可地縁団体又は合併により設立した認可地縁団体が取得した財産は、当該合併をした認可地縁団体の共有に属する。前二項に規定する場合には、各認可地縁団体の第二項の債務の負担部分及び前項の財産の共有持分は、各認可地縁団体の協議によつて定める。

(住民基本台帳法の一部改正)

第二条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

別表第二中五の三十四の項を五の三十五の項とし、五の二十八の項から五の三十三の項までを一項ずつ繰り下げ、同表の五の二十七の項中「別表第四の四の二十七の項」を「別表第四の四の二十八の項」に改め、同項を同表の五の二十八の項とし、同表中五の二十六の項を五の二十七の項とし、五の二の項から五の二十五の項までを一項ずつ繰り下げ、五の項の次に次のように加える。

五の二 市町村長

水道法(昭和三十二年法律第七十七号)による同法第二十五条の二第二項(同法第二十五条の三の二第四項において準用する場合を含む。)の申請又は同法第二十五条の七の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第二の七の項の次に次のように加える。

七の二 市町村長

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)による同法第六条第三項の指定を受けた地籍調査又は同法第六条の四第一項の地籍調査に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第二の九の項の次に次のように加える。

九の二 市町村長

空家等対策の推進に関する特別措置法(平成二十六年法律第二百二十七号)による同法第九条第一項の調査に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第三中六の三の項を六の四の項とし、六の二の項の次に次のように加える。

六の三 都道府県知事

水道法による同法第二十五条の二第二項(同法第二十五条の三の二第四項において準用する場合を含む。)の申請又は同法第二十五条の七の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第三の二十二の項の次に次のように加える。

二十二の二 都道府県知事

国土調査法による同法第五条第四項の指定を受けた地籍調査又は同法第六条の四第一項の地籍調査に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第四中四の三十四の項を四の三十五の項とし、四の二の項から四の三十三の項までを一項ずつ繰り下げ、四の項の次に次のように加える。

四の二 市町村長

水道法による同法第二十五条の二第二項(同法第二十五条の三の二第四項において準用する場合を含む。)の申請又は同法第二十五条の七の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第四の六の項の次に次のように加える。

六の二 市町村長

国土調査法による同法第六条第三項の指定を受けた地籍調査又は同法第六条の四第一項の地籍調査に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第四の八の項の次に次のように加える。

八の二 市町村長

空家等対策の推進に関する特別措置法による同法第九条第一項の調査に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第五中第七号の三を第七号の四とし、第七号の二の次に次の一号を加える。
七の三 水道法による同法第二十五条の二第二項(同法第二十五条の三の二第四項において準用する場合を含む。)の申請又は同法第二十五条の七の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
別表第五第二十七号の次に次の一号を加える。
二十七の二 国土調査法による同法第五条第四項の指定を受けた地籍調査又は同法第六条の四第一項の地籍調査に関する事務であつて総務省令で定めるもの

第二章 厚生労働省関係

(児童福祉法の一部改正)

第三条 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第十九条の五第二項後段を削り、同条第三項中「行つたときは」を「行う場合において、必要がある」と認めるときは、当該医療費支給認定保護者又は当該医療費支給認定患者に対し、医療受給者証の提出を求めることができる。この場合において、都道府県は、当該「に改める。」(医師法の一部改正)

第四条 医師法(昭和二十三年法律第二百一号)の一部を次のように改正する。

第六条第三項に次のただし書を加える。
ただし、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第五十一号)第六条第一項の規定により当該届出を同項に規定する電子情報処理組織を使用して行うときは、都道府県知事を経由することを要しない。

(歯科医師法の一部改正)

第五条 歯科医師法(昭和二十三年法律第二百二号)の一部を次のように改正する。

第六条第三項に次のただし書を加える。
ただし、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第五十一号)第六条第一項の規定により当該届出を同項に規定する電子情報処理組織を使用して行うときは、都道府県知事を経由することを要しない。

(薬剤師法の一部改正)

第六条 薬剤師法(昭和三十五年法律第四百六十六号)の一部を次のように改正する。

第九条に次のただし書を加える。
ただし、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第五十一号)第六条第一項の規定により当該届出を同項に規定する電子情報処理組織を使用して行うときは、都道府県知事を経由することを要しない。

(難病の患者に対する医療等に関する法律の一部改正)
 第七條 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第七條第四項中、「前項の規定により定められた指定医療機関の名称」を削る。

第十條第二項後段を削り、同條第三項中「行ったときは」を「行う場合において、必要があると認めるときは、当該支給認定患者等に対し、医療受給者証の提出を求めることができる。この場合において、都道府県は、当該」に改める。

第三章 農林水産省関係

(土地改良法の一部改正)

第八條 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第九十六條の四第一項中「第二十項、第九十條第四項」の下に「及び第七項」を、「として」との下に「「できる」とあるのは「できる。この場合において、第八十七條の五第一項の規定により行う土地改良事業に係る賦課徴収については、市町村は、その賦課徴収を受けるべき者の三分の二以上の同意を得なければならない」とを、「土地改良事業」の下に「第八十七條の五第一項の規定により行う土地改良事業を除く。」を加え、「国又は都道府県は、応急工事計画を定めて」とあるのは「市町村は、当該市町村の議会の議決を経て応急工事計画を定め」とを削り、「得て」との下に「同條第七項中「第二項、第四項又は前項」とあるのは「第四項」と、「第八十七條の四第一項又は第八十七條の五第一項」とあるのは「第八十七條の五第一項」とを加える。

第九條 農村地域への産業の導入の促進等に関する法律(昭和四十六年法律第一百二十二号)の一部を次のように改正する。

第四條第二項第一号中「導入すべき産業の業種その他」を削る。

第四章 経済産業省関係

(液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部改正)

第十條 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項中「都道府県知事」の下に「(一)の指定都市(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二條の十九第一項に規定する指定都市をいう。以下同じ。)の区域内にのみ販売所を設置してその事業を行うとする場合にあつては、当該販売所の所在地を管轄する指定都市の長」を加え、同條第二項中「又は都道府県知事」を、「都道府県知事又は指定都市の長(以下「経済産業大臣等」という。)」に改める。

第三條の二及び第四條中「経済産業大臣又は都道府県知事」を「経済産業大臣等」に改める。

第六條中「一」を「いずれかに」に、「経済産業大臣又は都道府県知事」を「経済産業大臣等」に改め、同條第一号中「都道府県」の下に「又は指定都市」を加え、同條第二号中「当該都道府県の区域内における販売所を廃止して」を削り、「一の都道府県」の下に「又は一の指定都市」を加え、「販売所を設置する」を「のみ販売所を有する」に改め、同條に次の一号を加える。

四 指定都市の長の登録を受けた者が当該指定都市の区域以外の区域内に販売所を有することとなつたとき。

第八條中「経済産業大臣又は都道府県知事」を「経済産業大臣等」に改める。

第十條第二項中「一」を「いずれかに」に、「を受けた事業」を「若しくは指定都市の長の登録を受けた事業」に、「若しくは指定都市の長の登録を受けたもの」を「若しくは指定都市の長の登録を受けたもの」に、「同項の経済産業大臣」を「に次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者の同項」に改め、同項第一号中「都道府県知事」の下に「一の登録又は指定都市の長」を加え、「とき」を

「とき 経済産業大臣」に改め、同項第二号中「同項の経済産業大臣の登録又は他の都道府県知事の登録を受けた」を「次のイ又はロに掲げる」に、「とき」を「とき 当該イ又はロに定める者」に改め、同号のように加える。

イ 第三条第一項の経済産業大臣の登録、他の都道府県知事の登録又は指定都市(その登録に係る都道府県の区域外の指定都市に限る。)の長の登録を受けた者 経済産業大臣

ロ 第三条第一項の指定都市(イに規定する指定都市を除く。)の長の登録を受けた者 都道府県知事

第十條第二項第三号を次のように改める。

三 第三条第一項の指定都市の長の登録を受けた者が次のイ又はロに掲げる者の地位を承継したとき 当該イ又はロに定める者

イ 第三条第一項の経済産業大臣の登録、都道府県知事(その登録に係る指定都市の区域を管轄しない都道府県知事に限る。)の登録又は他の指定都市(その登録に係る指定都市と同一の都道府県の区域内の指定都市を除く。)の長の登録を受けた者 経済産業大臣

ロ 第三条第一項の都道府県知事(イに規定する都道府県知事を除く。)の登録又は他の指定都市(イに規定する指定都市を除く。)の長の登録を受けた者 都道府県知事

第十條第二項に次の二号を加える。

四 第三条第一項の登録を受けていない者が、同時に、同項の経済産業大臣の登録を受けた者の地位及び同項の都道府県知事の登録若しくは指定都市の長の登録を受けた者の地位を承継したとき、同項の都道府県知事の登録を受けた者の地位及び同項の指定都市(当該都道府県の区域外の指定都市に限る。)の長の登録を受けた者の地位を承継したとき、同項の都道府県知事の登録を受けた二以上の者の地位を承継したとき(当該都道府県が同一であるときを除く。)、又は同項の指定都市の長の登録を受けた二以上の者の地位を承継したとき(当該指定都市が同一の都道府県の区域内の指定都市であるときを除く。)

五 第三条第一項の登録を受けていない者が、同時に、同項の都道府県知事の登録を受けた者の地位及び同項の指定都市(当該都道府県の区域内の指定都市に限る。)の長の登録を受けた者の地位を承継したとき、又は同項の指定都市の長の登録を受けた二以上の者の地位を承継したとき(当該指定都市が同一の都道府県の区域内の指定都市であるときを除く。)

第九條第三項、第十三條第二項、第十四條第二項、第十六條の二第二項、第十九條第二項、第二十一條第二項、第二十二條及び第二十三條中「経済産業大臣又は都道府県知事」を「経済産業大臣等」に改める。

第二十四條第一項中「経済産業大臣又は都道府県知事」を「経済産業大臣等」に改め、同條第二項中「都道府県知事又は経済産業大臣」を「経済産業大臣又は都道府県知事」に、「経済産業大臣又は都道府県知事」を「経済産業大臣等」に改め、同條第三項中「経済産業大臣又は都道府県知事」を「経済産業大臣等」に改める。

第二十五條中「経済産業大臣又は都道府県知事」を「経済産業大臣等」に改める。

第二十六條中「経済産業大臣又は都道府県知事」を「経済産業大臣等」に、「一」を「いずれかに」に改める。

第二十六條の二中「経済産業大臣又は都道府県知事」を「経済産業大臣等」に改める。

第二十九條第一項中「都道府県知事」の下に「(一)の指定都市の区域内に設置される販売所の事業として販売される液化石油ガスの一般消費者等についての保安業務を行う場合にあつては、当該販売所の所在地を管轄する指定都市の長」を加え、同條第二項中「経済産業大臣又は都道府県知事」を「経済産業大臣等」に改める。

第三十一條、第三十三條第一項及び第二項、第三十四條第三項、第三十五條第一項及び第三項並びに第三十五條の二中「経済産業大臣又は都道府県知事」を「経済産業大臣等」に改める。

第三十五條の三中「経済産業大臣又は都道府県知事」を「経済産業大臣等」に、「一」を「いずれかに」に改める。

第三十五条の四中「第六条第一号及び第三号」を「同条各号」に改め、「同条第二号中「おける販売所」とあるのは「設置される販売所の事業として販売される液化石油ガスの一般消費者等について保安業務」と、「販売所を設置する」とあるのは「設置される販売所の事業として販売される液化石油ガスの一般消費者等についての保安業務を行う」とを削る。

第三十五条の五中「都道府県知事」の下に「又は指定都市の長」を加える。
 第三十五条の六第一項及び第三十五条の七中「経済産業大臣又は都道府県知事」を「経済産業大臣等」に改める。
 第三十五条の十第一項中「経済産業大臣及び都道府県知事」を「経済産業大臣等」に改め、同条第二項中「経済産業大臣及び都道府県知事」及び「経済産業大臣又は都道府県知事」を「経済産業大臣等」に改める。
 第三十六条第一項中「一に」を「いずれかに」に改め、「都道府県知事」の下に「指定都市の区域内にあつては、指定都市の長。以下この章、第三十八条の三及び第三十八条の十において同じ。」を加える。

第八十二条第一項中「経済産業大臣又は都道府県知事」を「経済産業大臣等」に改め、同条第二項中「都道府県知事」の下に「又は指定都市の長」を加える。
 第八十三条第三項及び第四項中「都道府県知事」の下に「又は指定都市の長」を加える。
 第八十六条の二中「昭和二十二年法律第六十七号」を削る。
 第八十七条第一項中「経済産業大臣又は都道府県知事」を「経済産業大臣等」に改め、「都道府県知事」の下に「指定都市の長」を加え、同条第二項中「充てんの」を「充填の」に、「又は都道府県知事」を「都道府県知事又は指定都市の長」に改める。

第八十八条に次の一項を加える。
 3 指定都市の長は、次の場合には、その旨を公示しなければならない。
 一 第三十五条の六第一項の認定をしたとき。
 二 第三十五条の六第一項の認定を取り消したとき。
 第九十条第一項中「経済産業大臣又は都道府県知事」を「経済産業大臣等」に改める。

第五章 国土交通省関係
 (建築基準法の一部改正)
第十一条 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)の一部を次のように改正する。
 第八十五条第七項中「前項」を「第五項の規定により許可の期間を延長する場合又は前項」に改め、同項に次のただし書を加える。
 ただし、官公署、病院、学校その他の公益上特に必要なものとして国土交通省令で定める用途に供する応急仮設建築物について第五項の規定により許可の期間を延長する場合は、この限りでない。

第八十五条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。
 5 特定行政庁は、被災者の需要に応ずるに足りる適当な建築物が不足することその他の理由により前項に規定する期間を超えて使用する特別の必要がある応急仮設建築物については、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、公益上やむを得ないと認める場合においては、同項の規定にかかわらず、更に一年を超えない範囲内において同項の規定による許可の期間を延長することができる。被災者の需要に応ずるに足りる適当な建築物が不足することその他の理由により当該延長に係る期間を超えて使用する特別の必要がある応急仮設建築物についても、同様とする。

第八十七条の三第一項中「第三項」を「以下この条」に改め、同条第二項中「次項」を「以下この条」に改め、同条第七項中「前項」を「第五項の規定により許可の期間を延長する場合又は前項」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、病院、学校その他の公益上特に必要なものとして国土交通省令で定める用途に供する災害救助用建築物又は公益的建築物について第五項の規定により許可の期間を延長する場合は、この限りでない。

第八十七条の三中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。
 5 特定行政庁は、被災者の需要に応ずるに足りる適当な建築物が不足することその他の理由により前項に規定する期間を超えて使用する特別の必要がある災害救助用建築物又は公益的建築物については、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、公益上やむを得ないと認める場合においては、同項の規定にかかわらず、更に一年を超えない範囲内において同項の規定による許可の期間を延長することができる。被災者の需要に応ずるに足りる適当な建築物が不足することその他の理由により当該延長に係る期間を超えて使用する特別の必要がある災害救助用建築物又は公益的建築物についても、同様とする。

第九十一条第一項第九号中「第八十五条第四項」を「第八十五条第四項又は第五項」に改め、同項第十号中「第八十五条第五項又は第六項」を「第八十五条第六項又は第七項」に改め、同項第十六号中「第八十七条の三第四項」を「第八十七条の三第四項又は第五項」に改め、同項第十七号中「第八十七条の三第五項又は第六項」を「第八十七条の三第六項又は第七項」に改める。
 (下水道法の一部改正)

第十二条 下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。
 第二条の二第七項中「聴く」とともに、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に協議しなければ」を「聴かなければ」に改め、同条第九項を同条第十二項とし、同条第八項中「協議を」を「届出を」に改め、「ときは」の下に「当該届出の内容を」を加え、「協議しなければ」を「通知しなければ」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第七項の次に次の三項を加える。
 8 国土交通大臣は、都府県の求めに応じ、前項に規定する流域別下水道整備総合計画の作成に關し必要な助言を行うことができる。
 9 国土交通大臣は、前項の助言を行うに際し必要と認めるときは、環境大臣に対し、意見を求めることができる。
 10 都府県は、第一項の規定により第七項に規定する流域別下水道整備総合計画を定めたときは、国土交通省令で定めるところにより、これを国土交通大臣に届け出なければならない。

附則
附則(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 一 第三条及び第七号から第九号までの規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日
 二 第十一条の規定及び附則第七号から第十六号までの規定 公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日
 三 第一条(地方自治法第二百六十条の十八第三項の改正規定、同法第二百六十条の十九の次に一條を加える改正規定及び同法第二百六十条の二十八第一項の改正規定を除く)及び第十条の規定並びに附則第三条の規定 令和五年四月一日
 (土地改良法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 前条第一号に掲げる規定の施行の日前に第八條の規定による改正前の土地改良法(以下この条において「旧土地改良法」という)第九十六條の四第一項において読み替えて準用する旧土地改良法第八十七條の五第一項の規定により市町村の議会の議決を経てその応急工事計画を定めた土地改良法第二条第二項第五号の土地改良事業に関する旧土地改良法第九十六條の四第一項において読み替えて準用する旧土地改良法第三十六條第一項の規定による賦課徴収、旧土地改良法第九十六條の四第一項において読み替えて準用する旧土地改良法第三十六條の三第一項の規定による徴収及び旧土地改良法第九十六條の四第一項において読み替えて準用する旧土地改良法第九十條第四項の規定による徴収については、なお従前の例による。

第八十七條の三第一項中「第三項」を「以下この条」に改め、同条第二項中「次項」を「以下この条」に改め、同条第七項中「前項」を「第五項の規定により許可の期間を延長する場合又は前項」に改め、同項に次のただし書を加える。
 ただし、病院、学校その他の公益上特に必要なものとして国土交通省令で定める用途に供する災害救助用建築物又は公益的建築物について第五項の規定により許可の期間を延長する場合は、この限りでない。

第三号 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(以下この条において「第三号施行日」という。)

前に第十条の規定による改正前の液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(以下この条において「旧液化石油ガス法」という。)の規定により都道府県知事がした登録等の処分その他の行為(以下この項において「処分等の行為」という。)又は同号に掲げる規定の施行の際現に旧液化石油ガス法の規定により都道府県知事に対してされている登録等の申請その他の行為(以下この項において「申請等の行為」という。)で、第三号施行日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下この条において「指定都市」という。)の長となるものは、第三号施行日以後における第十条の規定による改正後の液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(以下この条において「新液化石油ガス法」という。)の適用については、新液化石油ガス法の相当規定により指定都市の長がした処分等の行為又は指定都市の長に対してされた申請等の行為とみなす。

2 第三号施行日以前に旧液化石油ガス法の規定により都道府県知事に対し、届出その他の手続をしなければならぬ事項で、第三号施行日前にその手続がされていないものについては、これを、新液化石油ガス法の相当規定により指定都市の長に対して届出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、新液化石油ガス法の規定を適用する。

(下水道法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に第十二条の規定による改正前の下水道法第二条の二第七項(同条第九項において準用する場合を含む。)の規定によりされている国土交通大臣への協議の申出は、第十二条の規定による改正後の下水道法第二条の二十第十項(同条第十二項において準用する場合を含む。)の規定によりされた国土交通大臣への届出とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(官公庁施設の建設等に関する法律の一部改正)

第七条 官公庁施設の建設等に関する法律(昭和二十六年法律第百八十一号)の一部を次のように改正する。

第七條第四項中「第四項まで」を「第五項まで及び第八項」に改める。

(自衛隊法の一部改正)

第八条 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

第八條第五條の七中「及び第四項」を「、第四項及び第五項」に、「許可」と、同項本文を「許可」と、同法第八十五條第五項中「被災者」とあるのは「自衛隊の部隊等(自衛隊法第八條に規定する部隊等をいう。以下同じ。)」と、「被災者」とあるのは「自衛隊の部隊等」と、同法第八十七條の三第三項本文に「読み替える」を「同条第五項中「被災者」とあるのは「自衛隊の部隊等」と読み替える」に改める。

(都市緑地法の一部改正)

第九条 都市緑地法(昭和四十八年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第四十二條第四號中「第八十五條第五項又は第六項」を「第八十五條第六項又は第七項」に改める。

(特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律の一部改正)

第十条 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成八年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「並びに建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)を削り、「存続期間等」を「存続期間」に改める。

第八条を削り、第九条を第八条とする。

(特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十一条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に前条の規定による改正前の特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(次項において「旧特定非常災害法」という。)第八条の規定によりされている建築基準法第八十五條第四項又は第八十七條の三第四項の規定による許可の期間の延長は、それぞれ第十一條の規定による改正後の建築基準法(次項及び附則第十四條において「新基準法」という。)第八十五條第五項又は第八十七條の三第五項の規定によりされている許可の期間の延長とみなす。

2 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現にされている旧特定非常災害法第八條の規定による建築基準法第八十五條第四項又は第八十七條の三第四項の規定による許可の期間の延長に係る申請は、それぞれ新基準法第八十五條第五項又は第八十七條の三第五項の規定による許可の期間の延長に係る申請とみなす。

(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の一部改正)

第十二条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第百二十二号)の一部を次のように改正する。

第八十九條第三項中「第八十五條第一項本文、第三項及び第四項」を「第八十五條第一項本文及び第三項から第五項まで」に、「第八十七條の三第一項本文、第三項及び第四項」を「第八十七條の三第一項本文及び第三項から第五項まで」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、附則第八十五條第五項及び第八十七條の三第五項中「被災者」とあるのは、「避難住民等」と読み替えるものとする。

第百三十一條中「第九條まで」を「第八條まで」に、「第八條及び第九條」を「及び第八條」に改める。

(東日本大震災復興特別区域法の一部改正)

第十三条 東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第百二十二号)の一部を次のように改正する。

第二條第四項中「から第十九條まで」を「、第十六條、第十八條、第十九條」に改める。

第十七條を次のように改める。

第十七條 削除

別表の四の項中「応急仮設建築物活用事業」を「削除」に改める。

(東日本大震災復興特別区域法の一部改正に伴う経過措置)

第十四条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に前条の規定による改正前の東日本大震災復興特別区域法(次項において「旧復興特区法」という。)第十七條第一項の規定によりされている建築基準法第八十五條第四項の許可の期間の延長は、新基準法第八十五條第五項の規定によりされている許可の期間の延長とみなす。

2 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現にされている旧復興特区法第十七條第一項の規定による建築基準法第八十五條第四項の許可の期間の延長に係る申請は、新基準法第八十五條第五項の規定による許可の期間の延長に係る申請とみなす。

(新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正)

第十五条 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

第三十一條の二第四項中「第八十五條第一項本文、第三項及び第四項」を「第八十五條第一項本文及び第三項から第五項まで」に、「第八十七條の三第一項本文、第三項及び第四項」を「第八十七條の三第一項本文及び第三項から第五項まで」に改め、「同法第八十五條第一項」の下に「及び第八十七條の三第一項」を加え、「非常災害区域等」を「同法第八十五條第一項中「非常災害区域等」に、「同項中「非常災害があつた」とあるのは「新型インフルエンザ等対策特別措置法第十五條第一項の規定により同項に規定する政府対策本部が設置された」と、「同法第八十五條第五項及び第八十七條の三第五項中「被災者」とあるのは「都道府県の区域内における医療」と、「建築物」とあるのは「医療施設」と、同条第一項中」に改める。

(復興庁設置法等の一部を改正する法律の一部改正)
第十六条 復興庁設置法等の一部を改正する法律(令和二年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。

附則第四条第二項中「は、なおその効力を有するものとし、当該復興推進計画」及び「計画の変更の認定(東日本大震災復興特別区域法第十七条第二項に規定する応急仮設建築物活用事業の期間の定めに係るものに限る。)」を削る。

(デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の一部改正)

第十七条 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和三年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第二十八条のうち、住民基本台帳法別表第二の五の二十七の項の改正規定中「別表第二の五の二十七の項」を「別表第二の五の二十八の項」に改め、同法別表第三中六の三の項を六の四の項とし、六の二の項の次に次のように加える改正規定中「別表第三中」の下に「六の四の項を六の五の項とし」を加え、同法別表第五中第七号の三を第七号の四とし、第七号の二の次に一号を加える改正規定中「別表第五中」の下に「第七号の四を第七号の五とし」を加える。

(全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第十八条 全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(令和三年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

附則第二十二条のうち住民基本台帳法別表第二の五の十一の項の改正規定中「別表第二の五の十一の項」を「別表第二の五の十二の項」に改める。

内閣総理大臣	岸田	文雄
総務大臣	金子	恭之
厚生労働大臣	後藤	茂之
農林水産大臣	金子原	二郎
経済産業大臣	萩生田	光一
国土交通大臣	齊藤	鉄夫
防衛大臣	岸	信夫

○総務省令第五十五号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和四年法律第四十四号）の一部の施行に伴い、及び住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第二から別表第五までの規定に基づき、住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年八月十九日

総務大臣 寺田 稔

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令（平成十四年総務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（法別表第二の総務省令で定める事務）</p> <p>第二条 [略]</p> <p>〔2〕16 略</p> <p>17 法別表第二の五の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第二十五条の二第一項（同法第二十五条の三の二第四項において準用する場合を含む。）の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答</p> <p>二 水道法第二十五条の七の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査</p> <p>18 法別表第二の五の三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>〔一〕十 略</p> <p>19 法別表第二の五の四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>〔一〕四 略</p> <p>20 法別表第二の五の五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>〔一〕十五 略</p> <p>21 法別表第二の五の六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>〔一〕六 略</p>	<p>（法別表第二の総務省令で定める事務）</p> <p>第二条 [同上]</p> <p>〔2〕16 同上</p> <p>〔新設〕</p> <p>17 法別表第二の五の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>〔一〕十 同上</p> <p>18 法別表第二の五の三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>〔一〕四 同上</p> <p>19 法別表第二の五の四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>〔一〕十五 同上</p> <p>20 法別表第二の五の五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>〔一〕六 同上</p>

- 22 法別表第二の五の七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
〔一〇五 略〕
- 23 法別表第二の五の八の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
〔一〇二 略〕
- 24 法別表第二の五の九の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
〔一〇二 略〕
- 25 法別表第二の五の十の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
〔一〇三 略〕
- 26 法別表第二の五の十一の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
〔一〇九 略〕
- 27 法別表第二の五の十二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
〔一〇八 略〕
- 28 法別表第二の五の十三の項の総務省令で定める事務は、生活保護法第二十四条第十項の保護の開始若しくは変更の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査とする。
- 29 法別表第二の五の十四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
〔一〇七 略〕
- 30 法別表第二の五の十五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
〔一〇五 略〕
- 31 法別表第二の五の十六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
〔一〇八 略〕
- 32 法別表第二の五の十七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
〔一〇七 略〕
- 33 法別表第二の五の十八の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
〔一〇六 略〕
- 34 法別表第二の五の十九の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
〔一〇三 略〕

- 21 法別表第二の五の六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
〔一〇五 同上〕
- 22 法別表第二の五の七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
〔一〇二 同上〕
- 23 法別表第二の五の八の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
〔一〇二 同上〕
- 24 法別表第二の五の九の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
〔一〇三 同上〕
- 25 法別表第二の五の十の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
〔一〇九 同上〕
- 26 法別表第二の五の十一の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
〔一〇八 同上〕
- 27 法別表第二の五の十二の項の総務省令で定める事務は、生活保護法第二十四条第十項の保護の開始若しくは変更の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査とする。
- 28 法別表第二の五の十三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
〔一〇七 同上〕
- 29 法別表第二の五の十四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
〔一〇五 同上〕
- 30 法別表第二の五の十五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
〔一〇八 同上〕
- 31 法別表第二の五の十六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
〔一〇七 同上〕
- 32 法別表第二の五の十七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
〔一〇六 同上〕
- 33 法別表第二の五の十八の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
〔一〇三 同上〕

- 35 法別表第二の五の二十の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一・二 〔略〕
三 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。次条第三十二項第八号、第四條第三十四項第三号及び第五條第三十一項第八号)において「昭和六十年改正法」という。附則第九十七條第一項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第七條の規定による改正前の特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三十五條の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答
- 36 法別表第二の五の二十一の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
四 〔略〕
- 37 法別表第二の五の二十二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一・二 〔略〕
- 38 法別表第二の五の二十三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一・二 〔略〕
- 39 法別表第二の五の二十四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一・二 〔略〕
- 40 法別表第二の五の二十五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一・二 〔略〕
- 41 法別表第二の五の二十六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一・二 〔略〕
- 42 法別表第二の五の二十七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一・二 〔略〕
- 43 法別表第二の五の二十八の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一・二 〔略〕
- 44 法別表第二の五の二十九の項の総務省令で定める事務は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四條第四項若しくは平成二十五年改正法附則第二條第一項若しくは第二項の

- 34 法別表第二の五の十九の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一・二 〔同上〕
三 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。次条第三十一項第八号、第四條第三十三項第三号及び第五條第三十項第八号)において「昭和六十年改正法」という。附則第九十七條第一項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第七條の規定による改正前の特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三十五條の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答
四 〔同上〕
- 35 法別表第二の五の二十の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一・二 〔同上〕
- 36 法別表第二の五の二十一の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一・二 〔同上〕
- 37 法別表第二の五の二十二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一・二 〔同上〕
- 38 法別表第二の五の二十三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一・二 〔同上〕
- 39 法別表第二の五の二十四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一・二 〔同上〕
- 40 法別表第二の五の二十五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一・二 〔同上〕
- 41 法別表第二の五の二十六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一・二 〔同上〕
- 42 法別表第二の五の二十七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一・二 〔同上〕
- 43 法別表第二の五の二十八の項の総務省令で定める事務は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四條第四項若しくは平成二十五年改正法附則第二條第一項若しくは第二項の

規定によりなお従前の例によることとされた旧法第十四条第四項の規定によりその例によることとされる生活保護法第二十四条第十項の開始若しくは変更の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査とする。

45 法別表第二の五の三十の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
〔一・二 略〕

46 法別表第二の五の三十一の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
〔一・二 略〕

47 法別表第二の五の三十二の項の総務省令で定める事務は、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法第三条の特別給付金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。

48 法別表第二の五の三十三の項の総務省令で定める事務は、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法第三条の特別弔慰金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。

49 法別表第二の五の三十四の項の総務省令で定める事務は、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。

50 法別表第二の五の三十五の項の総務省令で定める事務は、戦没者の父母等に対する特別給付金支給法第三条の特別給付金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。

51 〔略〕

52 〔略〕

53 〔略〕

54 法別表第二の七の二の項の総務省令で定める事務は、国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第六条第三項の指定を受けた地籍調査又は同法第六条の四第一項の地

規定によりなお従前の例によることとされた旧法第十四条第四項の規定によりその例によることとされる生活保護法第二十四条第十項の開始若しくは変更の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査とする。

44 法別表第二の五の二十九の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
〔一・二 同上〕

45 法別表第二の五の三十の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
〔一・二 同上〕

46 法別表第二の五の三十一の項の総務省令で定める事務は、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法第三条の特別給付金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。

47 法別表第二の五の三十二の項の総務省令で定める事務は、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法第三条の特別弔慰金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。

48 法別表第二の五の三十三の項の総務省令で定める事務は、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。

49 法別表第二の五の三十四の項の総務省令で定める事務は、戦没者の父母等に対する特別給付金支給法第三条の特別給付金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。

50 〔同上〕

51 〔同上〕

52 〔同上〕

〔新設〕

籍調査に関する事務に係る土地の所有者その他の利害関係人若しくはこれらの者の代理人又は土地の占有者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。

56 〔略〕

55 法別表第二の八の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一 六 〔略〕

七 住宅地区改良法第二十九条第三項の規定によりその例によることとされる公営住宅法の一部を改正する法律(平成八年法律第五十五号、次条第六十二項第七号、第四項第五十五項第七号及び第五项第六十二項第七号)において「平成八年改正法」という。)による改正前の公営住宅法(以下この項において「旧公営住宅法」という。)第十二条第二項(旧公営住宅法第二十一条の二第三項において準用する場合を含む。)の家賃若しくは割増賃料の減免の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
八 十 〔略〕

58 〔略〕

57 〔略〕

59 法別表第二の九の二の項の総務省令で定める事務は、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成二十六年法律第百二十七号)第九条第一項の調査に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。

60 〔略〕

61 〔略〕

20 法別表第三の六の三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一 水道法第二十五条の二第二項(同法第二十五条の三の二第四項において準用する場合を含む。)の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
二 水道法第二十五条の七の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

54 〔同上〕

53 〔同上〕

56 〔同上〕

55 〔同上〕

54 〔同上〕

53 〔同上〕

一 六 〔同上〕

七 住宅地区改良法第二十九条第三項の規定によりその例によることとされる公営住宅法の一部を改正する法律(平成八年法律第五十五号、次条第六十項第七号、第四项第五十三項第七号及び第五项第六十項第七号)において「平成八年改正法」という。)による改正前の公営住宅法(以下この項において「旧公営住宅法」という。)第十二条第二項(旧公営住宅法第二十一条の二第三項において準用する場合を含む。)の家賃若しくは割増賃料の減免の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
八 十 〔同上〕

56 〔同上〕

55 〔同上〕

〔新設〕

58 〔同上〕

57 〔同上〕

20 〔同上〕

19 〔同上〕

〔新設〕

20 〔同上〕

19 〔同上〕

〔新設〕

20 〔同上〕

19 〔同上〕

〔新設〕

21 法別表第三の六の四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
〔一・二 略〕

60 法別表第三の二十二の二の項の総務省令で定める事務は、国土調査法第五条第四項の指定を受けた地籍調査又は同法第六条の四第一項の地籍調査に関する事務に係る土地の所有者その他の利害関係人若しくはこれらの者の代理人又は土地の占有者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。
61 〔略〕
69 〔略〕

第四條 〔略〕

16 法別表第四の四の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一 水道法第二十五条の二第一項（同法第二十五条の三の二第四項において準用する場合を含む。）の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
二 水道法第二十五条の七の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

17 法別表第四の四の三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
〔一・十 略〕

18 法別表第四の四の四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
〔一・四 略〕

19 法別表第四の四の五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
〔一・十五 略〕

20 法別表第四の四の六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
〔一・六 略〕

22 法別表第四の四の八の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
〔一・二 略〕

20 法別表第三の六の三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
〔一・二 同上〕
〔新設〕

21 〔同上〕
58 〔同上〕

第四條 〔同上〕

16 法別表第四の四の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
〔一・十 同上〕

17 法別表第四の四の三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
〔一・四 同上〕

18 法別表第四の四の四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
〔一・十五 同上〕

19 法別表第四の四の五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
〔一・六 同上〕

21 法別表第四の四の七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
〔一・二 同上〕

23 法別表第四の四の九の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
〔一・二 略〕

24 法別表第四の四の十の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
〔一・三 略〕

25 法別表第四の四の十一の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
〔一・九 略〕

26 法別表第四の四の十二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
〔一・八 略〕

27 法別表第四の四の十三の項の総務省令で定める事務は、生活保護法第二十四条第十項の保護の開始若しくは変更の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査とする。
28 法別表第四の四の十四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
〔一・七 略〕

29 法別表第四の四の十五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
〔一・五 略〕

30 法別表第四の四の十六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
〔一・八 略〕

31 法別表第四の四の十七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
〔一・七 略〕

32 法別表第四の四の十八の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
〔一・六 略〕

33 法別表第四の四の十九の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
〔一・三 略〕

34 法別表第四の四の二十の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
〔一・四 略〕

35 法別表第四の四の二十一の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
〔一・七 略〕

22 法別表第四の四の八の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
〔一・二 同上〕

23 法別表第四の四の九の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
〔一・三 同上〕

24 法別表第四の四の十の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
〔一・九 同上〕

25 法別表第四の四の十一の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
〔一・八 同上〕

26 法別表第四の四の十二の項の総務省令で定める事務は、生活保護法第二十四条第十項の保護の開始若しくは変更の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査とする。
27 法別表第四の四の十三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
〔一・七 同上〕

28 法別表第四の四の十四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
〔一・五 同上〕

29 法別表第四の四の十五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
〔一・八 同上〕

30 法別表第四の四の十六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
〔一・七 同上〕

31 法別表第四の四の十七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
〔一・六 同上〕

32 法別表第四の四の十八の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
〔一・三 同上〕

33 法別表第四の四の十九の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
〔一・四 同上〕

34 法別表第四の四の二十の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
〔一・七 同上〕

- 36 法別表第四の四の二十二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
〔一〇六 略〕
- 37 法別表第四の四の二十三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
〔一〇六 略〕
- 38 法別表第四の四の二十四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
〔一〇二 略〕
- 39 法別表第四の四の二十五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
〔一〇三 略〕
- 40 法別表第四の四の二十六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
〔一〇八 略〕
- 41 法別表第四の四の二十七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
〔一〇八 略〕
- 42 法別表第四の四の二十八の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
〔一〇四 略〕
- 43 法別表第四の四の二十九の項の総務省令で定める事務は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項若しくは平成二十五年改正法附則第二条第一項若しくは第二項の規定によりなお従前の例によることとされた旧法第十四条第四項の規定によりその例によることとされる生活保護法第二十四条第十項の開始若しくは変更の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査とする。
- 44 法別表第四の四の三十の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
〔一〇二 略〕
- 45 法別表第四の四の三十一の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
〔一〇二 略〕
- 46 法別表第四の四の三十二の項の総務省令で定める事務は、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法第三条の特別給付金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。

- 35 法別表第四の四の二十一の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
〔一〇六 同上〕
- 36 法別表第四の四の二十二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
〔一〇六 同上〕
- 37 法別表第四の四の二十三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
〔一〇二 同上〕
- 38 法別表第四の四の二十四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
〔一〇三 同上〕
- 39 法別表第四の四の二十五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
〔一〇八 同上〕
- 40 法別表第四の四の二十六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
〔一〇八 同上〕
- 41 法別表第四の四の二十七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
〔一〇四 同上〕
- 42 法別表第四の四の二十八の項の総務省令で定める事務は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項若しくは平成二十五年改正法附則第二条第一項若しくは第二項の規定によりなお従前の例によることとされた旧法第十四条第四項の規定によりその例によることとされる生活保護法第二十四条第十項の開始若しくは変更の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査とする。
- 43 法別表第四の四の二十九の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
〔一〇二 同上〕
- 44 法別表第四の四の三十の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
〔一〇二 同上〕
- 45 法別表第四の四の三十一の項の総務省令で定める事務は、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法第三条の特別給付金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。

- 47 法別表第四の四の三十三の項の総務省令で定める事務は、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法第三条の特別弔慰金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。
〔一〇六 略〕
- 48 法別表第四の四の三十四の項の総務省令で定める事務は、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。
〔一〇三 略〕
- 49 法別表第四の四の三十五の項の総務省令で定める事務は、戦没者の父母等に対する特別給付金支給法第三条の特別給付金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。
〔一〇五 略〕
- 50 〔略〕
- 51 〔略〕
- 52 〔略〕
- 53 法別表第四の六の二の項の総務省令で定める事務は、国土調査法第六条第三項の指定を受けた地籍調査又は同法第六条の四第一項の地籍調査に関する事務に係る土地の所有者その他の利害関係人若しくはこれらの者の代理人又は土地の占有者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。
〔一〇五 略〕
- 54 〔略〕
- 55 〔略〕
- 58 法別表第四の八の二の項の総務省令で定める事務は、空家等対策の推進に関する特別措置法第九条第一項の調査に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。
〔一〇五 略〕
- 59 〔略〕
- 60 〔略〕

- 46 法別表第四の四の三十二の項の総務省令で定める事務は、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法第三条の特別弔慰金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。
〔一〇六 同上〕
- 47 法別表第四の四の三十三の項の総務省令で定める事務は、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。
〔一〇三 同上〕
- 48 法別表第四の四の三十四の項の総務省令で定める事務は、戦没者の父母等に対する特別給付金支給法第三条の特別給付金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。
〔一〇五 同上〕
- 49 〔同上〕
- 50 〔同上〕
- 51 〔同上〕
- 52 〔新設〕
- 55 〔同上〕
- 56 〔同上〕
- 57 〔同上〕

<p>19 法別表第五第七号の三の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 水道法第二十五条の二第一項(同法第二十五条の三の二第四項において準用する場合を含む。)の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答</p> <p>二 水道法第二十五条の七の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査</p> <p>20 法別表第五第七号の四の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>「一・二 略」</p> <p>60 21 法別表第五第二十七号の二の総務省令で定める事務は、国土調査法第五条第四項の指定を受けた地籍調査又は同法第六条の四第一項の地籍調査に関する事務に係る土地の所有者その他の利害関係人若しくはこれらの者の代理人又は土地の占有者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。</p> <p>61 69 「略」</p>	<p>「新設」</p> <p>19 法別表第五第七号の三の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>「一・二 同上」</p> <p>20 58 「同上」</p> <p>「新設」</p> <p>59 67 「同上」</p>
---	--

附 則

この省令は、令和四年八月二十日から施行する。